

山口県報

平成18年
8月4日
(金曜日)

目 次

規則
山口県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (医務保険課)……………



山口県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年八月四日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二百二十七号

山口県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸付規則(昭和六十年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則

第一条中「へき地医療機関(へき地の)」を「公的医療機関その他の」に、「をいう。以下同じ」を、「(以下「公的医療機関等」という)に、「へき地勤務医師及び歯科医師修学資金」を「医師及び歯科医師修学資金」に改める。

第二条中「へき地医療機関」を「公的医療機関等」に改め、「無利息で」を削る。

第三条中「七万三千元」を「十五万円」に改める。

第九条中「修学資金」の下に「の貸付けを受けた者」を加え、「一」を「いずれかに」に、「返還」を「修学資金の返還及びその利息の支払」に改め、「期間内」に「の下に」、貸付けを受けた修学資金の額に利息を付して」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 免許を取得した後、直ちに医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項の規定による臨床研修又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第二項の規定による臨床研修(以下「臨床研修」と総称する。)を行わず、又はこれを修了することができなかつたとき。

第九条第四号中「へき地医療機関」を「公的医療機関等」に、「第八条第一項第二号」を「第八条第二号」に改め、同条第五号及び第六号を次のように改める。

五 大学を卒業した日から一年以内に免許を取得し、直ちに臨床研修を行い、これを修了した場合において、その修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金の貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間を経過する日までの間に、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間(その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に達する見込みがなくなつたとき(条例第八条第二号に該当するときは除く。)

六 前各号に掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。
第九条に次の一項を加える。

2 前項の利息の額は、毎月の修学資金の額にその月の修学資金の交付の日の翌日から修学資金を返還すべき日までの期間の日数に応じ年十パーセントの割合を乗じて計算した金額の合計額とする。

第十条第一項中「返還」の下に「及びその利息の支払」を加え、同項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 条例第八条第四号に規定するやむを得ない事由が消滅した後、引き続き県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しているとき、その業務に従事している期間

第十條第二項中「修学資金の返還」の下に「及びその利息の支払」を加え、「同項第五号」を「同項第二号」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

条例第八条第一号及び第四号並びにこの規則第九条第一項第五号及び次条第三項に規定する医師等としてその業務に従事した期間の計算は、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事することとなつた日の属する月の翌月(公的医療機関等において医師等としてその業務に従事することとなつた日が月の十五日以前であ

るときは、その日の属する月)から公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しなくなった日の属する月(公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しなくなった日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月の前月)までの期間の月数による。

第十一条第二項中、「第八条第一項第一号及び第三項第一号並びに」を、「第八条第一号及び第四号並びにこの規則第九条第一項第五号及び」に改める。

第十二条第一項及び第二項中、「修学資金の返還」の下に、「及びその利息の支払」を加え、同条第三項中、「第八条第三項第一号、第二号及び第四号」を、「第八条第四号」に改め、「返還」の下に、「及びその利息の支払」を加える。

第十三条中、「額」の下に、「(利息を含む。以下同じ。)」を加える。

第十五条第一項第四号及び第六号中、「へき地医療機関」を、「公的医療機関等」に改める。

第十六条中、「へき地医療機関」を、「公的医療機関等」に改め、「返還」の下に、「及びその利息の支払」を加える。

別記第一号様式中「<第 号>」を「第 号」及び「殿」や「様」及び

「申請者 住所 氏名 (電話) 局 番」を

「 申 請 者 住 所 氏 名 (電話) 局 番)」

郵便番号 (電話) 局 番) 及び「山口県へき地勤務医師及び親権者住所氏名 (電話) 局 番)」

(未成年後見人) 氏名 (電話) 局 番)」

歯科医師修学資金貸付規則」を「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」に改め、

「 職 業 続 柄 」を

記す。

別記第一号様式中「殿」や「様」及び「山口県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸付規則」を「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」に改める。

別記第一号様式中「<第 号>」を「第 号」及び「殿」や「様」

「申請者住所氏名」

①

郵便番号

「山口県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸付規則」

①

（電話局番）」

学資金貸付規則」

「本人住所氏名」

①

郵便番号

「借受者住所氏名」

①

務医師及び歯科医師修学資金貸付規則」

「連帯保証人住所氏名」

①

職業柄名

「連帯保証人住所氏名」

①

年月日

年月日

郵便番号

①

住所氏名

①

「住民票の住所氏名」

①

「申請者住所氏名」

①

（電話局番）」

郵便番号

①

「申請者住所氏名」

①

（電話局番）」

「申請者住所氏名」

①

「の債務」

①

及びその利息の支払の債務」

①

「山口県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸付規則」

①

「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」

①

「第号」

①

「第号」

①

「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列とする。」

①

「添付書類」

修学資金の返還及びその利息の支払の債務の履行の猶予を受けようとする理由となる事実を証する書類

①

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列とする。」

①

「申請者住所氏名」

①

（電話局番）」

①

「連帯保証人住所氏名」

①

（電話局番）」

①

「連帯保証人住所氏名」

①

（電話局番）」

①

「申請者住所氏名」

①

（電話局番）」

①

「全部の返還」

①

「返還及びその利息の全部の返還」

①

「山口県へき地勤務医師及び歯科医師修学資金貸付規則」

①

「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」

①

「第号」

①

「第号」

①

「第号」

①

「第号」

①

「第号」

①

「第号」

①

「第号」

①

「第号」

①

「第号」

①

「第号」

①

「第号」

①

「第号」

①

「第号」

①

「第号」

①

「第号」

①

「第号」

①

第7号様式 (第14条関係)

貸付決定番号 第 号

連 帯 保 証 人 変 更 願 年 月 日

山口県知事 様

借 受 者 郵便番号 局 (番)

住 氏 (電話) 局 (番)

変 更 前 の 郵便番号 局 (番)

住 氏 (電話) 局 (番)

下記のとおり連帯保証人を変更したいので、承認されるようお願いいたします。
記

変更後の 連帯保証人	住 所			
	氏 名			
変 更 前 の 保 証 人	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
	連 帯 名			
理	由			

保 証 書

収入印
紙はり
付け欄

借 受 者 郵便番号 局 (番)

住 氏 (電話) 局 (番)

上記の者に係る山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則の規定に基づく修学資金
円については、同人と連帯して債務を負担します。

山口県知事 様

変 更 後 の 郵便番号 局 (番)

住 氏 (電話) 局 (番)

添付書類

変更後の連帯保証人の印鑑証明書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「第 号」や「第 号」に「殿」や「様」に

「届出者 住 所 氏 名 (電話) 局 (番)」

郵便番号 局 (番)」

「届出者 住 所 氏 名 (電話) 局 (番)」に「山口県へき地勤務医師及び歯科医師修

学資金貸付規則」や「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」に

「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」

添付書類

届出に係る事実を証する書類

注 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「報告者 住 所 氏 名 (電話) 局 (番)」

「郵便番号 局 (番)」

「報告者 住 所 氏 名 (電話) 局 (番)」に「山口県へき地勤務医師及び歯科医師修

学資金貸付規則」や「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」に

「第 号」に

「第 号」に

「届出者」の欄に次のように記入。

報告者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

届 出

「の欄に、公称の田から記入する。

平成十八年八月四日印刷
平成十八年八月四日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)